

全日本建設交運一般労働組合



フェニックス

 2021年 2月
Newフェニックス 13号

 発行 建交労 関西合同支部南大阪ブロック
大阪府堺市西区石津西町1 2 番

TEL 072-241-6660

メール ctgsansobukai@ybb.ne.jp

建交労・中央委員会

2021年1月30～31日に群馬県安中市のホテル磯部ガーデンで建交労・中央委員会が開催されました。コロナ禍での開催で、リモート参加も多く私もリモートでの参加になりました。出席の確認とか投票の仕方とかの説明もありながらの不安なスタートになりました。

酸素からの参加者は全国トラック部会からの委員で、テーエス支部の結城委員長と関西合同支部の私が参加をしました。提案は2021年春闘方針と統一

要求基準と統一要求を確立をして、賃上げ・雇用拡大に道を開く春闘を展開していくことです。酸素からの発言は結城委員から全国トラック部会の総会とトラック部会の取り組みの報告がありました。リモート参加も良いですが、会場に行き提案を直接聞く方が良かったかなと思いました。機関会議ならリモート会議でも運動は作って行けると感じました。コロナ禍で運動を止めない為の活用として全国酸素部会でも活用したいと感じました。

全国酸素部会事務局次長 鷹巣準



全国トラック部会幹事会

2021年1月31日の中央委員会後に全国トラック部会幹事会が同じホテル磯部ガーデンで開催しました。翌日の2月1日に労使共同中央行動は、新型コロナウイルス感染拡大で中止となり、全国酸素部会では産業医療ガス協会への要請行動を延期としました。

全国トラック部会幹事会では総会以降の経過と春闘方針・統一要求基準の確認をして具体化しました。要求提出日は2月10日・回答指定日は2月24日で夏季一時金の回答指定日は5月6日に決定しました。要求金額も全国トラック部会統一要求基準案に基づいて全国酸素部会でも出す事を決めているので決定です。全国トラック部会では3月4日に中央行動を組み、省庁要請行動と全国酸素部会は独自の取り組みとして産業医療ガス協会への要請行動を行う予定です。その後議員会館に集まり議員への要請も行います。

全国トラック部会幹事 鷹巣準



大田貨物運送の裁判学習会

1月17日(日)ジバシンにて大田貨物運送の裁判学習会があり堺総合法律事務所から村田弁護士と脇山弁護士を講師に迎えコロナ禍の為感染防止対策とソーシャルディスタンスを配慮し開催されました。

昨年6月から第一回公判が行われて、現在第4回まで進んでいますが、個人個人で勉強し理解するのが難しかった為良い学習会になりました。その中から1つ「労働契約申込みみなし制度」という制度があり(派遣先が、違法派遣を受け入れた時点で、派遣先が派遣労働者に対して、当該派遣労働者の派遣元事業主における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされる)「法第40条の6」この労働契約申込みみなし制度を1つの案にしこの裁判を弁護士と組合員全員、力を合わし勝ち取りたいと思います。

皆様の応援支援の方今後とも宜しくお願いします。

全国酸素部会副部長 東堀俊



第1回支部委員会

2021年1月10日に第1回支部委員会が京都高齢者会館で開催されました。

新型コロナウイルスの影響により会議や集会が延期や中止になっていましたが、労働組合としての運動を推進するため、開催に踏み切りました。

参加人数もソーシャルディスタンスで行われ、執行部と各分会から33名の参加で開催しました。

議長に芦田執行委員(丹後)を選出し議事を進めてもらいました。

まず初めに執行部を代表として重村委員長から挨拶があり、正規、非正規者の格差是正、トラック標準運賃の確立など大いに奮闘しようと呼びかけました。次に来賓として京都府本部の早田書記長より、コロナ禍で休業や賃下げが横行している、今こそ助成金など活用して大幅賃上げを勝ち取りましょうと話されました。

続いて筒井書記次長より春闘方針の提案がなされて討論に入りました。

討論では、職場での闘いや組織拡大の取り組みなどの報告、21春闘に向けての構えなど11名の仲間からの発言がありました。

まとめとして筒井書記次長と足立書記長が答弁に立ち、発言の中で「たたかいを更に発展させ労働組合が先頭に立ってコロナ禍の中で今やれることをしっかりとやっていくことが大事である」と話されました。

最後に橋本副委員長の団結ガンバローで締めくくり閉会しました。

大陽液送分会 米田順一



大田貨物運送第4回公判

2月9日に大阪地裁堺支部304号法廷で、大陽液送分会大田貨物運送の大陽液送(株)に対する偽装請負の是正を求めた第4回裁判が行われました。

新型コロナウイルスの影響で前回は22名でしたが今回は入場人数は18名でソーシャルディスタンスに配慮された傍聴席でした。今回は原告2名含む17名の参加となりました。

今回も争点整理のために原告、被告双方の主張を整理がされて、尋問などは行われませんでした。

公判後裁判官と双方の弁護士だけで話し合いが行われました。その後の報告集会で、堺総合法律事務所の村田弁護士と脇山弁護士から会社側の答弁書は膨大な資料を出しているが中身については同じ内容を重複させていると裁判官から指摘されました。引き伸ばし以外何者でもない」と報告がありました。実際4月に人事異動で裁判官が変わる事もあり、それを狙ってややこしくしているものと考えられます。会社側の焦りと偽装請負を正当化するのに試行錯誤している事が伺えます。

最後に「毎回これだけの多くの方々に傍聴に来ていただいたことで裁判官に引き続き緊張感を持たしている、次回からも傍聴者を減らさず多くの人で見守ってください」と説明がなされました。

原告の長谷川氏から引き続きご支援をお願いして、終了しました。

参加されたみなさんお疲れ様でした。

次回公判は2021年5月11日10時30分より同じ304号法廷で行なわれます。

引き続き傍聴参加よろしくお願いします。

大陽液送分会大田貨物 長谷川達三

